

埼玉県教育委員会と国立大学法人埼玉大学工学部との 環境教育等の推進を目指した連携に関する覚書

埼玉県と国立大学法人埼玉大学との相互協力・連携に関する協定書（平成19年3月14日締結）第3条に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

- 第1 埼玉県教育委員会（以下「委員会」という。）と国立大学法人埼玉大学工学部（以下「大学」という。）は、それぞれの設置の趣旨及び相互の立場を尊重し、一層の緊密な連携により、資源・環境問題に対応できる人材の育成に協働して取り組み、環境教育及び環境研究を推進する。
- 第2 委員会及び大学は、連携して次に掲げる事業等を実施する。
- (1) 委員会が行う環境教育に関する取組に対して、大学がアドバイスをを行う事業
 - (2) 大学が、県立総合教育センター江南支所を利用して行う事業
 - (3) 大学が、県立学校の高校生に対して講義及び実験実習を行う事業
 - (4) 大学が、公立学校の教職員に対して講義及び実験実習を行う事業
 - (5) 連携のための窓口を委員会及び大学がそれぞれ設置し、意見交換を行うこと
 - (6) その他委員会及び大学が協議の上必要と認める事業
- 第3 委員会及び大学が連携して行う事業等に関する施設・設備の使用料及び光熱水費は、原則として無償とする。その他の経費の負担については、必要に応じて委員会及び大学が協議して定めるものとする。
- 第4 委員会及び大学が連携して行う事業から発生した事故により生じた損害については、故意又は重大な過失がない限り、それぞれ相手方に対しその責を負わないものとする。
- 第5 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、覚書の有効期間満了の日の30日前までに、委員会又は大学から解除の申し出がない場合は、有効期間満了の日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。
- 第6 この覚書に定めない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、委員会及び大学が別途協議の上決定する。
- 第7 この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、委員会及び大学はそれぞれの1通を保有する。

平成22年2月1日

埼玉県教育委員会教育長

島村和男

国立大学法人埼玉大学工学部長

山口宏樹